

北上商工会議所 優良従業員表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、北上商工会議所の会員事業所に永年勤続し、地域の商工業の振興に著しい功労があり、広く他の従業員の模範となる者を優良従業員として表彰することを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、会員事業所から申請があった次の各号のいずれかに該当する者について、審査のうえこれを行う。

(1) 10年以上勤続して功労があり、他の模範と認められる者（嘱託・時短職員を含む。)

(2) 前項の規定にかかわらず、次いずれかに該当する功績があったと認められる者

(ア) 事業所の発展のため、有益な発明、発見、工夫又は考案などの提案を行ったとき。

(イ) 災害又は事故を未然に防ぎ、又は非常の際において特に功労のあったとき。

(ウ) 社会的功績により、事業所の名誉となるような行為があったとき。

(エ) その他前各号に準ずる行為があり、表彰に値すると認められるとき。

(3) 前2号の規定による表彰を受けた者であっても、勤続20年・30年・40年等の周年を迎えた者は、表彰の対象とすることができる。

(勤続年数の計算)

第3条 表彰に係る勤続年数の計算は、次の各号により行うものとする。

(1) 従業員が退職した場合であっても、同一の会員事業所に復職しているときは、勤続年数に通算する。

(2) 合併、譲渡又は内容若しくは組織の変更があった場合において、事実上同一の会員事業所が存続し、従業員が引き続き勤務しているときは、勤続年数に通算する。

(表彰の申請手続き)

第4条 会員事業所が表彰を申請するときは、別に定める優良従業員表彰申請書（以下「申請書」という。）を会頭に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、会員事業所からの申請書により総務委員会で審査し、常議員会に諮って決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、毎年11月の会員大会において表彰状のほか記念品を贈呈して行う。

(表彰の取り消し)

第7条 申請書に不実の記載があることが判明したとき、又は表彰後において被表彰者に会員事業所の信用を失墜する行為があったときは直ちに表彰を取り消すものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な事項は会頭が別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程改正は、令和元年12月13日から施行する。